

## 緊急時見舞金のご案内 [令和5年度]

令和5年度の緊急時見舞金の給付につきましては、以下のとおり実施いたします。

下記支給要件に全て該当されている方は、申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添付し、「交通遺児等育成基金 支援給付事業係」まで郵送にてお送りください。

## 1 支給の要件 (※以下(1)～(4)全てに該当すること)

- (1) 主として生計を支えていた者が、自動車事故により死亡  
または、重度の後遺障害(※1)が残った者の家庭であること
- (2) 住民税又は所得税が非課税の世帯。または非課税相当世帯であること(※2)
- (3) 義務教育終了前の子弟がいること
- (4) (1)～(3)に該当し、さらに当該世帯のご家族が死亡あるいは重度の後遺障害者となった場合、または災害等により家屋等に甚大な被害を受けたとき

(※1) 重度の後遺障害：自動車損害賠償保障法施行令 別表第1 または 別表第2に掲げる後遺障害の第1級から第3級に該当する方。

(※2) 非課税相当世帯：課税額が「6 所得税及び住民税の非課税相当額について」に記載の計算式で算出した額の範囲内であること

2 支給金額 一家庭につき 5万円～10万円

## 3 締め切り 締切期限はありません。随時受付。

## 4 支給日 支給決定後、速やかに支給。

## 5 必要な提出書類

- (1) 緊急時見舞金支給申込書(当法人所定のもの) ……1通
- (2) 住民票(原本) ……1通  
※ マイナンバーを除く世帯全員、本籍と筆頭者、世帯主と続柄記載のもの
- (3) 令和5年度(令和4年分)住民税の課税(非課税)証明書(省略の無い原本) ……1通  
※ もしくは所得税額決定通知書、源泉徴収票のコピーのいずれかでも可。
- (4) 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書 ……1通
- (5) (独)自動車事故対策機構の介護料を受給されている方は、交通事故証明書は不要ですが、介護料受給資格認定通知書(コピー)1通が必要となります。
- (6) (5)以外の重度後遺障害の方は、交通事故証明書は不要ですが、自賠法の等級(後遺障害等級が認定されたもの)がわかる書類(コピー)1通が必要となります。
- (7) 申込事由(下記①～③)を証明する書類は必ず添付してください。

## 新規

- ①扶養者死亡の場合・・・死亡診断書等のコピー
- ②後遺障害の場合・・・認定された後遺障害の程度又は等級が分かる書面のコピー
- ③家屋等被災の場合・・・り災証明書等のコピー（半壊以下の場合は、被災状況の分かる写真や火災保険等関係書面）

## 6 所得税及び住民税の非課税相当額について

平成 23 年度の税制改正での年少扶養控除廃止により令和 5 年（令和 4 年分）において税法上課税された者への救済措置として、課税額が表中の計算式で算出した額の範囲内（算出額 > 課税額）であれば非課税の扱いとします。

### (1) 所得税 [計算式] $380,000 \text{ 円} \times A \times B$

この式において、A及びBは、次のとおりです。

A＝当該所得税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(16歳未満の人数)

B＝当該所得税額の算出に当たり適用された税率（※課税所得額により変動）

※ 令和 5 年（令和 4 年分）源泉徴収票の源泉徴収税額をご確認ください。

#### 【例】義務教育終了前の児童 2名、所得税率 5%の場合

$$380,000 \times 2 \times 0.05 = 38,000 > \text{課税額}$$

計算した数値が課税額を超える場合、非課税扱いとなります。

### (2) 住民税（道府県民税＋市町村民税） [計算式] $330,000 \text{ 円} \times A \times B$

この式において、A及びBは、次のとおりです。

A＝当該住民税を納付する者が扶養する義務教育終了前の児童の数(住民票記載の 16 歳未満の人数)

B＝当該住民税の算出に当たり適用された税率（10%（全国の平均値））

※ 令和 5 年（令和 4 年分）道府県民税・市町村民税課税(非課税)証明書の年税額をご確認ください。

#### 【例】義務教育終了前の児童 2名の場合

$$330,000 \times 2 \times 0.1 = 66,000 > \text{課税額}$$

計算した数値が課税額を超える場合、非課税扱いとなります。

## 7 申込書等の送付先及びお問合せ先

住 所：〒102-0083 千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階

担 当：(公財) 交通遺児等育成基金 支援給付事業 係

メール：[infol@kotsuiji.or.jp](mailto:infol@kotsuiji.or.jp)



(メールお問い合わせ用QRコード)

電話等：TEL(フリーダイヤル) 0120-16-3611 / FAX 03-3237-8931

受付時間：9時～17時（土日、祝祭日を除く）

## 8 注意事項

- (1) 本事業は寄付金を原資とし、単年度ごとの事業として年間予算の範囲内で行っており、支給するにあたり一定の収入要件を設けていますので、要件に該当するか否かが不明の場合は、申込前にお問い合わせください。  
また、お問合せの際には、収入面を始め生活状況などについて、お伺いしますので、予めご了承ください。
- (2) 書類の不備等があった場合は、担当者よりご連絡しますので、再度ご提出いただく場合がございますので、当法人の業務時間内で連絡可能な連絡先を必ずご記入ください。
- (3) お申込みの際にお送りいただいた書類一式は、返却をしておりませんので、ご了承ください。

※ 送付宛先(以下切り取ってご利用ください。)

〒102-0083  
東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル 7 階  
(公財)交通遺児等育成基金 支援給付事業係